



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1204	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
1205	〃	(〃).....	2
1206	〃	(〃).....	3
1207	〃	(〃).....	3
1208	〃	(〃).....	3
1209	〃	(〃).....	4
1210	〃	(〃).....	4
1211	〃	(〃).....	4
1212	〃	(〃).....	5
1213	〃	(〃).....	5
1214	〃	(〃).....	5
1215	〃	(〃).....	6
1216	〃	(〃).....	6
1217	〃	(〃).....	7
1218	〃	(〃).....	7
1219	〃	(〃).....	7
1220	〃	(〃).....	8
1221	〃	(〃).....	8
1222	〃	(〃).....	8
1223	〃	(〃).....	9
*1224	昭和41年和歌山県告示第878号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(環境生活総務課).....	9
*1225	昭和51年和歌山県告示第740号(鳥獣保護区の指定)の全部改正	(〃).....	10
*1226	昭和61年和歌山県告示第734号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(〃).....	12
*1227	平成3年和歌山県告示第762号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(〃).....	12
*1228	特定猟具使用禁止区域の指定	(〃).....	13
1229	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	14
1230	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	15
1231	〃	(〃).....	15
1232	生活保護法による指定医療機関の休止	(〃).....	16
1233	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	16
1234	〃	(〃).....	16
1235	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	17
1236	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	18
1237	県営一般農道整備事業の工事の完了	(農業農村整備課).....	18

1238 農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	19
1239 〃	(〃).....	19
1240 農用地利用配分計画の認可	(〃).....	19
1241 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容	(森林整備課).....	19
1242 保安林の指定の解除	(〃).....	20
○ 監査公表		
監査公表第27号	 21

告 示

和歌山県告示第1204号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成28年3月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年10月13日

和歌山県告示第1205号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成28年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年10月13日

和歌山県告示第1206号

和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年10月13日

和歌山県告示第1207号

和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年10月13日

和歌山県告示第1208号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年2月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区

5 認証年月日

平成28年10月13日

和歌山県告示第1209号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成28年2月23日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区

5 認証年月日

平成28年10月13日

和歌山県告示第1210号

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成28年3月22日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区

5 認証年月日

平成28年10月13日

和歌山県告示第1211号

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成28年3月22日まで

- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年10月13日

和歌山県告示第1212号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年10月13日

和歌山県告示第1213号

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年2月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾川の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年10月13日

和歌山県告示第1214号

和歌山県日高郡日高川町大字原日浦の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告す

る。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字原日浦の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字原日浦の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年10月13日

和歌山県告示第1215号

和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年10月13日

和歌山県告示第1216号

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区

5 認証年月日

平成28年10月13日

和歌山県告示第1217号

和歌山県田辺市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成28年1月22日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市熊野の一部地区

5 認証年月日

平成28年10月13日

和歌山県告示第1218号

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成28年3月9日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区

5 認証年月日

平成28年10月13日

和歌山県告示第1219号

和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成28年3月3日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区

5 認証年月日

平成28年10月13日

和歌山県告示第1220号

和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成28年3月11日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区

5 認証年月日

平成28年10月13日

和歌山県告示第1221号

和歌山県有田郡有田川町大字谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

平成25年11月6日から平成27年11月20日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字谷の一部地区

5 認証年月日

平成28年10月13日

和歌山県告示第1222号

和歌山県有田郡有田川町大字修理川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成25年11月6日から平成27年11月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字修理川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字修理川の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年10月13日

和歌山県告示第1223号

和歌山県有田郡有田川町大字延坂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成25年11月6日から平成27年11月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字延坂の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字延坂の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年10月13日

和歌山県告示第1224号

昭和41年和歌山県告示第878号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から適用する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第1項第2号中「有田郡有田川町大字楠本」を「有田郡有田川町楠本」に、「県道三田生石口停車場線」を「県道野上清水線」に、「により」を「に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、有田川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第2項第2号中「東牟婁郡那智勝浦町大字湯川897-125」を「東牟婁郡那智勝浦町湯川897番125」に、「により」を「に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、那智勝浦町及び太地町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

第3項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 区域

伊都郡かつらぎ町志賀地内の町道志賀18号線と県道志賀三谷線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し可佐枝谷との交点に至り、同所から可佐枝谷左岸に沿って林業作業道下天野可佐枝線を東進し同作業道の終点に至り、同所から東に進み町道天野高野線との交点に至り、同町道を南東に進みかつらぎ町と高野町との境界に至り、同所から同境界を東進し稜線に至り、同所から同稜線を南進し林道天野花坂線に至り、同所から同林道を南進し伊都郡高野町花坂地内の町道梨子ノ木線との交点に至り、同所から同町道を西進し高野町とかつらぎ町との境界に至り、同所から伊都郡かつらぎ町志賀地内の町道志賀18号線を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、かつらぎ町及び高野町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

第4項を削り、第5項第2号中「南詰め」を「南詰」に、「により」を「に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改め、同項を第4項とする。

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀の川市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1225号

昭和51年和歌山県告示第740号（鳥獣保護区の指定）の全部を改正し、平成28年11月1日から適用する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のように鳥獣保護区を指定したので、同法第28条第9項の規定により告示する。

1 (1) 名称

紀の川（紀の川市）鳥獣保護区

(2) 区域

紀の川市穴伏地内の国道24号と国道480号との交点を起点とし、同所から国道480号を北進し旧国道との交点に至り、同所から旧国道を東進し妹背橋で伊都郡かつらぎ町と紀の川市との境界に至り、同所から同境界を南進し県道和歌山橋本線との交点に至り、同所から同県道を西進し西脇橋を越え

旧県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から旧県道と歌山橋本線を西進し県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から県道と歌山橋本線を西進し市道荒見中央線との交点に至り、同所から同市道を西進し旧県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から旧県道と歌山橋本線を西進し県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から県道と歌山橋本線を西進し竹房橋南詰で国道424号に至り、同所から同国道を西進し市道百合下井阪線との交点に至り、同所から同市道を西進し井阪橋南詰に至り、同所から紀の川左岸堤防を500メートル西進し、同所から北に進み旧打田町と旧桃山町との境界に至り、同所から同境界を西進し紀の川市と岩出市との境界に至り、同所から同境界を北進し県道と歌山打田線との交点に至り、同所から同県道を東進し国道24号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀の川市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

2 (1) 名称

近井鳥獣保護区

(2) 区域

有田郡有田川町上湯川地内の高野龍神スカイラインの笹ノ茶屋峠を起点とし、同所から同スカイラインを南東に進み田辺市龍神村との境界に至り、同所から同境界を南西に進み二ノ股山を経て県道美里龍神線(通称龍神街道)に至り、同所から同県道を北進しタケノコ谷の峰に至り、同所から稜線に沿って北東に進み大谷川、湯川川に合流する地点に至り、同所から湯川川を上流に進み通称大枯木尾根のふもとに至り、同所から民有林と京都大学和歌山研究林との境界を北進し伏拝山東約150メートルの地点で室川谷上流稜線の山道に至り、同所から同山道を東進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、有田川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

3 (1) 名称

岡崎鳥獣保護区

(2) 区域

和歌山市相坂地内の和歌山電鐵貴志川線岡崎1号踏切を起点とし、同所から県道沖野々森小手穂線を北進し県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道西山東76号線との交点に至り、同所から同市道を南進し和歌山電鐵貴志川線吉礼1号踏切に至り、同所から和歌山電鐵貴志川線軌道敷に沿って西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1226号

昭和61年和歌山県告示第734号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から適用する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第1項第2号中「により」を「に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、橋本市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第2項第2号中「伊都郡九度山町大字河根地内の町道172号線」を「伊都郡九度山町河根地内の県道高野橋本線」に、「同山道を東進し町道172号線との交点に至り」を「同山道を東進し県道高野橋本線との交点に至り」に改め、「同町道を東進し町道172号線との交点に至り」の次に「、同所から同町道を東進し県道高野橋本線との交点に至り」を加え、「県道宿九度山線」を「、更に県道宿九度山線との交点」に、「、河根中学校横」を「河根中学校横」に、「により」を「に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、九度山町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第3項第2号中「と「いこいの村わかやま」を「と「ホテルベルヴェデーレ」に改め、「「いこいの村わかやま」の」を削り、「により」を「に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、すさみ町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1227号

平成3年和歌山県告示第762号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から適用する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第4項を削り、第5項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を第9項とする。

和歌山県告示第1228号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狗子の川特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮字西赤色地内の境界杭（912）を起点とし、同所から西北西へ約350メートル進んだ地点の浜ノ宮字深瀬古地内の境界杭（824）に至り、同所から北西へ約530メートル進んだ地点の浜ノ宮字暮バシ625番5地内の関西電力鉄塔に至り、同所から北へ約440メートル進んだ地点の川関字滝ヶ谷地内の境界杭（648）に至り、同所から北へ約1,100メートル進んだ地点の川関字上立花坂地内の境界杭（409）に至り、同所から東へ約700メートル進んだ地点の高津気字峯地内の境界杭（349）に至り、同所から南南東へ約250メートル進んだ地点の狗子ノ川字楠谷地内の境界杭（285）に至り、同所から南へ約560メートル進んだ地点の通称白倉山頂に至り、同所から東南東へ約480メートル進んだ地点の狗子ノ川字大峯地内の境界杭（1162）に至り、同所から南東へ約800メートル進んだ地点の狗子ノ川字大峯地内の境界杭（993）に至り、同所から西南西へ約250メートル進んだ地点の浜ノ宮字西赤色地内の境界杭（967）に至り、同所から国道42号沿いに西へ約120メートル進み、同所から更に西へ約230メートル進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 下地特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

西牟婁郡すさみ町周参見4491番1の南端を起点とし、同所から山肌を北東に200メートル進み、更に北西に150メートル進み稜線に至り、同所から同稜線を北東に進み山頂からの稜線との交点に至り、同所から同稜線を南東に進み町道鯨谷線終点から伸びる稜線との交点に至り、同所から同稜線を南進し町道鯨谷線に至り、同所から同町道を南進し国道42号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 海神池特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

紀の川市北中地区の広域農道海神橋西詰を起点とし、同所から海神池余水吐に沿って北進し海神池に至り、同所から海神池西岸に沿って北進し山田川との交点に至り、同所から山田川に沿って北進し市道倉谷線との交点に至り、同所から同市道を南進し広域農道との交点に至り、同所から同広域農道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1229号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市塩屋一丁目5-43

氏名又は名称 北広ケミカル株式会社

代表取締役社長 北村満利

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月713-18他13筆

名称 北広ケミカル株式会社桃山工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成28年10月28日から同年11月18日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所市民部環境衛生課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区 分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第46号ニ 廃ガス処理装 置	1	廃ガス 処理量 20m ³ /分	平成 29.11.1	9時間 /日	通常	0.2	10	2000	2500	500	50	5	30
					最大	0.4	10-12	2500	3000	600	100	10	50
第46号ニ 廃ガス処理装 置	1	廃ガス 処理量 20m ³ /分	平成 29.11.1	9時間 /日	通常	0.2	10	2000	2500	500	50	5	30
					最大	0.4	10-12	2500	3000	600	100	10	50

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	設置年月 日又は使 用開始予 定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区 分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	

排水処理設備	鉄筋コンクリート	W11.5 × L17.1 × H5.55	80	凝集沈殿＋生物処理	平成29.11.1	通常	処理前	70	6-8	680	470	120	26	2	100	不検出	
							処理後	70	6-8	54	54	63	21	1	27	不検出	
							最大	処理前	76	6-8	1000	750	200	37	3	110	不検出
								処理後	76	6-8	60	60	70	30	2	30	不検出

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m³/日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm³)
排水口No.1	通常	290	6-8	12	12	14	8	1	6	10
	最大	382	6-8	13	13	15	9	1	7	15
排水口No.2	通常	1	6-8	10	40	20	30	5	5	150
	最大	2	6-8	20	80	40	50	10	10	200
排水口No.3	通常	2	6-8	10	40	20	30	5	5	150
	最大	6	6-8	20	80	40	50	10	10	200
排水口No.4	通常	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—
	最大	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—

和歌山県告示第1230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
紀医新20-26	木村医院	紀の川市北勢田154	平成28.4.1
田薬新3-26	楠本薬局	田辺市秋津町102-8	平成28.8.31

和歌山県告示第1231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規

定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
橋訪新 2-26	株式会社なのはな	橋本市城山台二丁目5-11	訪問看護ステーション なのはな	橋本市城山台二丁目22-12	平成 28.9.13

和歌山県告示第1232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年月日
海南歯新 9-26	高橋歯科クリニック	海南市名高537-1	平成 28.1.5

和歌山県告示第1233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田薬新 42-28	楠本薬局	田辺市秋津町102-8	平成 28.9.1

和歌山県告示第1234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
橋訪新 5-28	株式会社なのはな	橋本市城山台二丁目5-11	訪問看護ステーション なのはな	橋本市橋本一丁目2-14	平成 28.9.13

和歌山県告示第1235号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071601128	株式会社和通	ケアランド湯浅	和歌山県有田郡湯浅町湯浅2834	居宅介護支援	平成28.6.27
3071700136	有限会社いずみヘルパーステーション	ケアプランハウスいずみ	和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地955	居宅介護支援	平成28.6.30
3071200764	株式会社メディカル・ギア・エクウィップメント	デイサービスセンターこんにちは	和歌山県岩出市清水487-1	介護予防通所介護 通所介護	平成28.6.30
3061290023	社会福祉法人聖アンナ福祉会	聖アンナ老人訪問看護ステーション	和歌山県紀の川市貴志川町上野山302-1	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成28.7.1
3071500676	株式会社新輝	健輝苑有田川	和歌山県有田市下中島西ノ瀬202-1	居宅介護支援	平成28.7.13
3071200277	社会福祉法人聖アンナ福祉会	聖アンナデイサービスセンター	和歌山県紀の川市貴志川町上野山302-1	介護予防通所介護	平成28.7.31
3071400752	医療法人恵友会	医療法人恵友会デイサービスセンターガーデンスパ恵友	和歌山県海南市日方1274-76	介護予防通所介護	平成28.7.31
3071800225	株式会社吉兆	ゲット機能訓練デイサービス	和歌山県岩出市山878-5	介護予防通所介護	平成28.7.31
3072401015	株式会社明和	ヘルパーステーションでいごの郷	和歌山県田辺市下万呂588-1 フロムドットビル103号	介護予防訪問介護 訪問介護	平成28.7.31
3071800613	オーヤシマ株式会社	Livingリハ陶彩館	和歌山県岩出市畑毛306番地の2	介護予防通所介護	平成28.8.31
3072500725	株式会社明日葉の郷	まりん	和歌山県東牟婁郡串本町潮岬3037-1	居宅介護支援	平成28.9.20
3071200749	有限会社ワールド・ソフト	居宅介護支援すまいる	和歌山県岩出市北大池186-14	居宅介護支援	平成28.9.26
3072300431	くすのき株式会社	くすのき訪問介護サービス	和歌山県新宮市池田町2-1-10	居宅介護支援	平成28.9.30
3072500923	株式会社ドマーニ	ドマーニ天満	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満442番地	介護予防通所介護	平成28.9.30
3072201373	株式会社川本商会	クレール	和歌山県田辺市新屋敷町5	介護予防福祉用具貸与 福祉用具貸与	平成28.9.30

30722002 84	株式会社川本商会	クレール	和歌山県田辺市新屋敷町 5	特定介護予防 福祉用具販売 特定福祉用具 販売	平成 28.9.30
30718005 22	有限会社友里園	友里園居宅介護支援事業 所	和歌山県岩出市川尻90-1	居宅介護支援	平成 28.10.1
30714010 32	株式会社NEXTINNOVATION	ケアセンター風花	和歌山県海南市岡田223- 12	居宅介護支援	平成 28.10.14
30714007 03	社会福祉法人海南市社会 福祉事業団	海南市通所介護事業所	和歌山県海南市木津233 番地40	介護予防通所 介護 通所介護	平成 28.10.31
30714007 29	社会福祉法人海南市社会 福祉事業団	海南市短期入所生活介護 事業所	和歌山県海南市木津233 番地40	介護予防短期 入所生活介護 短期入所生活 介護	平成 28.10.31
30714003 31	有限会社夢	デイサービスセンターか がやき	和歌山県海南市船尾179	介護予防通所 介護	平成 28.11.3
30722007 48	有限会社ユウガ	ユウガ居宅介護支援事業 所	和歌山県田辺市目良37番 28号	居宅介護支援	平成 28.11.6

和歌山県告示第1236号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真を付して「BZ-7MPM」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (2) 次の写真を付して「BZ-PHEN analogue6」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「DIAMOND ICE II」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成28年10月28日

和歌山県告示第1237号

県営一般農道整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 事業名 県営一般農道整備事業 鳥屋城地区

2 確定年月日 平成19年3月8日

3 工事を完了した時期 平成28年9月13日

和歌山県告示第1238号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年10月17日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年11月10日まで縦覧に供する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第72号	東牟婁郡串本町中湊字右東谷57-25

和歌山県告示第1239号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年10月18日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年11月10日まで縦覧に供する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第73号	海草郡紀美野町西野字寺岡708

和歌山県告示第1240号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年10月18日に認可した。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第60号	東牟婁郡串本町神野川字西谷568-2
平成28年度第65号	日高郡印南町山口字大谷口365
平成28年度第66号	海草郡紀美野町蓑津呂字野間ノ瀬83-1
平成28年度第67号-1	海南市下津町橋本字中川59-1
平成28年度第67号-2	海南市野上中字本郷258外7筆

和歌山県告示第1241号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づ

き、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成28年11月11日から平成29年3月31日まで

2 森林病害虫の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成28年10月5日から同月28日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1242号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川1597の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

監 査 公 表

和歌山県監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成28年10月5日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年10月28日

和歌山県監査委員 江 川 和 明

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 濱 口 太 史

和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	平成28年10月5日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 那賀振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約397万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約451万円となっており、前年度末に比し約40万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成27年度末で約58万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

(エ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約28万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収

の取組を強化されたい。

(オ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(カ) 外出承認簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 移動方法の記入漏れがあった。

b 復命方法欄のチェック漏れがあった。

(キ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(ク) 鳥獣保護員の報酬について、勤務した翌月中に支給されていなかったもので、適正に処理されたい。

(ケ) 消耗品費に係る資金前渡の支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

イ 那賀振興局農林水産振興部

(ア) 旅行命令簿の「移動方法」の記載を誤り、旅費の過渡しが生じていた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

ウ 那賀振興局建設部

(ア) 公用車車検に伴う手数料に係る資金前渡について、前渡額の不足分を車検業務受注業者に立替払させ、その後、立替額を車検業務受注者からの請求に基づき支払っていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 支給対象とならない業務に対して特殊勤務手当（用地交渉手当）が支給されていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 歳入歳出外現金の払渡しが遅延していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

エ 紀北県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は96.9%と前年度に比し0.4ポイント上昇しており、平成27年度末の収入未済額も約2億4,747万円と、約3,781万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の88%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

オ 和歌山県立仙溪学園

旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立高等看護学院

(ア) タクシー乗車券交付簿（管理簿）において、所属長の承認を受けずタクシー乗車券が受領されていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 天井張替修繕において、2者以上から見積書を徴していなかったもので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。

(エ) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額が不足していた事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立貴志川高等学校

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 音響照明操作管理業務において、請書を徴していなかったもので、適正に処理されたい。

(ウ) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない
たので、適正に処理されたい。

(エ) 旅行依頼簿において、自家用車使用の依頼を行っている事例があったので、適正に処理され
たい。

ク 和歌山県立那賀高等学校

(ア) 要件に該当しない業務に、誤って教員特殊業務手当を支給していた事例があったので、適正に
処理されたい。

(イ) 平成27年度に実施した消防用設備等の保守点検の結果、「不良」と判定された設備について、
設備ごとの修繕要否など対応方針を検討していなかったもので、当該設備の維持管理に適切に取り
組まれたい。

(ウ) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない
たので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。